

## ✧ 「いいたかちゃぷちゃぷ水場」整備 ✧

7/11（土）午前8時より、「いいたかちゃぷちゃぷ水場」の整備を行いました。役員、自治会長、班長など有志のボランティア 19 名の方々のご協力を得て、昨年大水で流された砂利の補充などをしていただき安全に遊べるようになりました。ご協力いただきました皆さま、雨の中での作業お疲れさまでした。ありがとうございました。また、バケツなどの遊び道具も用意しましたので、密や事故に気を付けてルールを守って遊んでください。



## □ 宮前小学校へ Cool バンド贈呈 □

7月15日（水）宮前小学校へ首用 Cool バンドを 100 個贈呈しました。Cool バンドは水に濡らして首に巻くだけで体温を下げてくれるものです。熱中症対策に役立てていただきたいと思います。



## ✧ 園庭の安全対策 ✧

やまなみこども園の砂場横にあったログハウスの撤去跡に、子どもたちがけがをしないよう人工芝を敷き詰め安全対策を施しました。



## 宮前公民館コーナー

### ♪ 9月の予定♪

お申し込みのうえどうぞご参加ください☆



|             |           |        |
|-------------|-----------|--------|
| スクエアステップ    | 9 / 11（金） | 13：00～ |
| ひまわりの会      | 9 / 28（月） | 10：00～ |
| 陶芸教室（波瀬山林舎） | 9 / 14（月） | 13：30～ |

※情勢により変更の可能性がありますのでご了承ください。



## ＊ 飯高幹部交番からのお知らせ ＊

4月1日から飯高幹部交番にて、運転免許証の返納手続きが出来るようになりましたが、詳細につきましては 松阪警察署（53-0110）までお問合せ下さい。  
飯高幹部交番での運転免許証更新受付日は、第1、第3火曜日の午前中のみです。  
9月の免許更新受付日は、9 / 1・15（火）の午前中のみです。



## ◆ レシートキャンペーン報告 ◆

✧ 飯高駅グリーンレシートキャンペーン

8/1（土）投函レシート金額 58,000円 でした。1% 580円が還元されます。

✧ ミセススマート幸せの黄色いレシート

6/11（木）投函レシート金額 47,000円 でした。1% 470円が還元されます。  
ご協力ありがとうございました。引き続いてのご協力をよろしくお願いします。



## ☆ 飯高駅からのお知らせ ☆

【レストランいいたか】

・「松阪市テイクアウト支援商品券」がご利用できます。

レストランで販売している「まる得・松阪牛弁当」（1,080 円）は、“松阪市テイクアウト支援商品券” がご利用できます。商品券をご利用いただくと、たった580円（1,080-500）で牛肉増量のこの弁当をお持ち帰りできます。ご注文は「事前予約」（予約TEL：0598-46-1113）にて承っております。※好評につき、「まる得・松阪牛弁当」の通年販売（事前予約制）が決定しました。  
商品券ご利用可能期間… 8/31（月）までです。お急ぎ下さい。



・季節限定デザート「香肌茶ムース」（320 円）

地元「香肌茶」のパウダーを使った爽やかな風味のムースです。  
大内山牛乳や地元で採れたブルーベリーを使用するなど地元食材にこだわりました。  
提供…レストランにて、9/17（木）まで



【飯高茶屋・波瀬鰻】

・「伊勢うどん」（520 円）

もっちりとした太麺が人気の伊勢うどんを、早朝喫茶「飯高茶屋」と、「波瀬鰻」で販売しています。単品のほか、「飯高茶屋」ではトッピングの生たまごやご飯を、「波瀬鰻」では松阪牛しぐれ丼セット（870円）を販売しています。  
（写真は、「波瀬鰻」販売の松阪牛しぐれ丼セット）



【いいたかの店】

・毎週水曜は『水曜ありがとうDay』

2,000円お買上げごとに BOXティッシュを1箱プレゼント！お得な水曜日に、いいたかの店へぜひお越し下さい！

【案内事務所】

・「観光用レンタサイクル」貸出中（無料）

飯高駅では、周辺観光用に5台のレンタサイクルを無料で貸出しています。親戚の方が帰省された時など、珍布峠などの周遊にご利用下さい。（自転車は大人用のみ。レンタル予約は不可。事情によってレンタルを休止する場合がありますので、あらかじめご了承下さい）

## 行政書士コラム

## ～ 成年後見制度とは？ ～

成年後見制度とは、判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。また、成年後見制度には、法定後見と任意後見の2つがあり、法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。一方、任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となったときに備えるための制度です。ご本人が元気で判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくものです。元気なうちに任意後見をお考えの方は一度ご相談ください。

次回無料相談会 日時：9月9日（水）13時30分～16時 場所：宮前まちづくり会館内  
行政書士 柳瀬勝久 （連絡先 090-6577-1372）